

財団法人 福岡県交通安全協会寄附行為

昭和32年4月16日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、財団法人福岡県交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 財団法人福岡県交通安全協会（以下「本協会」という。）は、事務所を福岡市博多区千代1丁目25番15号に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、交通道德の高揚を図り、もって道路における交通の安全と円滑な実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発
- (2) 交通安全対策に関する調査及び研究
- (3) 地域及び職域における交通安全活動に関する支援
- (4) 交通に関与する者の素質向上を図るための交通安全施設の経営
- (5) 交通事故その他交通問題に関する相談
- (6) 交通安全功労者（団体を含む。）及び優良運転者の表彰
- (7) 行政機関、交通関係団体から委託を受けた事業
- (8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく福岡県公安委員会からの指定に伴う事業
- (9) 車両の貸付け及び交通安全資器材のあっせん販売等交通安全活動に資する事業
- (10) その他本協会の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産)

第5条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会員の納める会費
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 助成金
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第6条 本協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、評議員会において評議員の3分の2以上の同意を得た後、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算)

第10条 本協会の歳入及び歳出は、予算をもって執行する。

(会計年度)

第 1 1 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 1 2 条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会において理事の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、評議員会において評議員の 3 分の 2 以上の同意を得た後、福岡県知事に届けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画及び収支予算を変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 1 3 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 1 4 条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 3 箇月以内に、会長が、その会計年度の事業報告及びこれに伴う収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経、かつ、評議員会の議決を得た後、福岡県知事に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する監査の結果を、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 1 5 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、評議員会において評議員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 3 章 役員、顧問及び参与

(役員の種類)

第 1 6 条 本協会に次の役員を置く。

- | | | |
|------------|-----------------|--------------------|
| (1) 会長 | 1 | 人 |
| (2) 副会長 | 3 人以上 5 人以下 | |
| (3) 専務理事 | 1 | 人 |
| (4) 常務理事 | 2 人又は 3 人 | |
| (5) 理事 | 1 3 人以上 1 8 人以下 | (会長、副会長、専務理事及び常務理 |

事の数を含む。)

(6) 監事 4人以上6人以下(うち1人は常勤監事とする。)

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長は理事が互選する。
- 3 専務理事は、理事の中から、会長が理事会の承認を得て選任する。
- 4 常務理事は、局長(第39条に規定する事務局及び業務局長をいう。)又は学校長(第40条に規定する学校の長をいう。)にして理事に選任された者の中から、会長が理事会の承認を得て選任する。
- 5 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 監事は、他の役員と親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第18条 会長は、本協会を代表し、その会務を総理する。ただし、通常の業務については別に定めるところにより、専務理事にその職務を代行させることができる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し会務を掌理する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、その議決に基づき会務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 協会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会若しくは評議員会又は福岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ、理事会が補欠の必要を認めた場合には、第17条の規定に従って選任する。
- 3 前項の規定により選任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 専務理事及び常務理事の任期は、前4項の規定によるほか、別に定めるところによる。

(役員 の 解 任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員の4分の3以上の同意を得て当該役員を解任することができる。この場合においては、評議員会において議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の障害のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報 酬 等)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事、常務理事及び常勤監事には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁は、理事会の議決により、別に定める。

(顧 問 及 び 参 与)

第22条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会に諮って、会長が委嘱するものとする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、本協会の業務の遂行に関し意見を述べることができる。
- 4 参与は、本協会の事業に関係ある者のうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱するものとする。
- 5 参与は、本協会の事業の遂行に関して各般の提案ができるほか、会議に出席して意見を述べるすることができる。
- 6 顧問及び参与の任期は、その職の在任中とする。

第4章 理 事 会

(理 事 会 の 構 成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 2 4 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本協会の業務に関する重要な事項を議決する。

(理事会の種類及び開催)

第 2 5 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎会計年度 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 1 8 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第 2 6 条 理事会は、会長が招集する。ただし、第 1 8 条第 6 項第 4 号後段の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の前段に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 2 7 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 2 8 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第 2 9 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決の委任)

第 3 0 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(会議に代わる措置)

第 3 1 条 会長は、緊急を要する場合において、会議を招集するいとまがないときは、第 2 5 条の規定にかかわらず書面で意見を徴して、会議に代えることができる。

2 会長は、前項の措置をとった場合においては、次に開催する会議において速やかに承認を受けなければならない。

(理事会の議事録)

第 3 2 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(表決委任者は、その旨付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名及び押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 3 3 条 本協会に、評議員 3 0 人以上 4 0 人以下を置く。

2 評議員は、理事会で選任する。

3 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。

4 第 1 7 条第 5 項、第 1 9 条第 1 項から第 4 項まで、第 2 0 条及び第 2 1 条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員」とあるのは「理事」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 3 4 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 定例評議員会は、毎会計年度 2 回開催する。

3 評議員会は、会長が招集する。ただし、第 1 8 条第 6 項第 4 号後段の規定による場合は、監事が招集する。

4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

5 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、意見を述べることができる。

- 6 評議員会には、第25条第1項及び第3項、第26条第2項及び第3項並びに第28条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 第4条の事業の計画及び実施のため必要があるときは、事業の目的を定め、理事会の承認を経て、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会に関する規定は、理事会に諮って会長が別に定める。

第7章 会 員

(会員の種類及び資格)

第36条 本協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 特別会員

学識経験者又は本協会のために特に功労ある者で理事会が承認したもの

(2) 正会員

地区交通安全協会並びに交通運輸、自動車販売及び整備事業の団体

(3) 賛助会員

本協会の事業に賛同して会員になろうとする個人又は団体で理事会が承認したもの

(会 費)

第37条 本協会の正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める会費を毎年納入するものとする。

- 2 既納の会費は返還しないものとする。

(脱会)

第38条 会員は、脱会届書を会長に提出して、任意に脱会することができる。

第8章 協会本部等

(協会本部)

第39条 本協会に、協会本部(以下「本部」という。)を置き、本部内に事務局、業務局及び交通安全活動推進センターを置く。

(自動車学校)

第40条 本協会に、福岡県自動車学校(以下「学校」という。)を附置する。

2 学校は、福岡市城南区田島6丁目12番26号に置く。

(職員及びその任免)

第41条 本部及び学校に、それぞれ所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

(細則の制定)

第42条 前条に定めるほか、本部及び学校の組織並びに運営に関して必要な事項は、理事会に諮って会長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、評議員会において評議員の4分の3以上の同意を得た上、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する理由が生じたとき、又は理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、評議員会において評議員の4分の3以上の同意を得た後、福岡県知事の承認を受けたときでなければ解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、福岡県知事の承認を受けて、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 雑 則

第45条 この寄附行為に規定するもののほか、本協会の業務を執行するために必要な事項は、会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為の実施時期は、福岡県知事の許可日とする。
- 2 本協会設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとする。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和47年5月10日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和48年5月10日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和51年10月1日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和55年6月30日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和56年12月1日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和61年6月12日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、平成10年8月14日から施行する。

附則

- 1 この改正寄附行為は、平成13年7月2日から施行する。
- 2 改正前の寄附行為の規定により選任された理事及び監事は、次回の役員改選までの間は、改正後の寄附行為に規定する理事及び監事とみなす。
- 3 改正前の寄附行為の規定により選任された評議員及び改正後の寄附行為を施行する時点での正会員（理事及び監事は除く。）は、次回の評議員改選までの間は、改正後の寄附行為に規定する評議員とみなす。